⑷　⑵の主宰者が対応措置としてとるべき措置をとらず、又は当該主宰者がとる措置のみによっては南極地域の環境への悪影響の削減が困難であり、かつ、特に必要があると認めるときは、環境大臣から関係行政機関の長に対し、当該環境上の緊急事態に係る対応措置の実施の要請を可能とし、その実施に要した費用の全部又は一部について当該命令をされた主宰者が負担することを義務付ける。（第二十条の五関係）

⑸　⑵の主宰者であって国の機関以外の者であるものが迅速かつ効果的な対応措置としてとるべき措置をとらず、締約国の政府が当該主宰者に代わって当該措置をとったときは、当該措置の実施に要した費用について当該締約国の政府から当該主宰者に対する費用償還請求を可能とし、当該費用償還請求権に関する消滅時効に係る規定を整備する。（第二十条の六、第二十条の七関係）

⑹　⑵の主宰者であって国の機関以外の者であるもの又は環境大臣若しくは関係行政機関の長若しくは締約国の政府のいずれも対応措置としての措置をとらなかったときは、議定書附属書Ⅵ第十二条１に規定する基金への拠出金として拠出するため、当該主宰者に対し、とられるべきであった措置に要すると見込まれる費用として環境大臣が定める金額を国庫に納付することを義務付ける。（第二十条の八関係）

⑺　その他関係規定の整備を行う。

７　その他

その他罰則等の規定の整備を行う。

８　施行期日等

⑴　この法律は、議定書附属書Ⅵが日本国について効力を生ずる日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、この法律の施行に関し必要となる経過措置に関する政令委任に係る規定は公布の日に、事前に環境大臣の確認を要する南極地域活動の追加に係る規定等は公布の日から二十日後に施行する。（附則第一条関係）

⑵　所要の経過措置等を定める。

◇労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第百九十五号）（厚生労働省）

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行期日は令和十年四月一日とし、同条第七号に掲げる規定の施行期日は令和十二年四月一日とする。

法　　律

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年六月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第三十四号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律

第一条　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十六条」に改める。

第二十五条及び第二十六条を削る。

第二十七条中「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、第六章中同条を第二十五条とする。

第二十八条第一項中「以下この条において同じ」を「第三十二条第四項第一号において「預貯金の取扱事業者」という」に、「この項」を「この項及び第三十二条第四項第一号イ」に、「特定事業者との間における預貯金契約に係る」を「当該」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十八条の二第一項中「この項」を「この項及び第三十二条第四項第一号ロ」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十九条第一項中「この項」を「この項及び第三十二条第四項第一号」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十九条の二第一項中「この項」を「この項及び第三十二条第四項第一号ハ」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十二条中「第二十七条及び前条第三号」を「第二十五条及び前条第一号」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十一条第一号中「三億円以下」を「同条」に改め、同条第二号中「第二十六条」を「第三十三条」に、「二億円」を「三億円」に改め、同条第三号中「第二十七条」を「前条」に、「同条」を「二億円以下」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十条第一項中「この項」を「この項及び次条第四項第一号ホ」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の三条を加える。

第三十二条　通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、自己又は第三者が管理し、又は管理しようとする財産を移転することを目的として、人に、有償で特定役務利用財産移転行為をするように依頼した者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、当該目的で、有償で特定役務利用財産移転行為をするように類似する方法により人を誘引した者も、同様とする。